

# 社会福祉法人青風会役員等の報酬並びに費用弁償支給規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人青風会役員（以下「役員」という。）に対する報酬並びに費用弁償の支給について必要な事項を定める。

(報酬等)

第2条 役員報酬の額は、つぎのとおりとする。

- |   |    |          |
|---|----|----------|
| (1) 理事長   | 月額 | 200,000円 |
| (2) 理事・監事   | 日額 | 3,000円   |
| (3) 評議員選任・解任委員                                    | 日額 | 3,000円   |
| (4) 前3号の規程にかかわらず、常勤の役員で職員の給与規程に基づき報酬を受けている者は除外する。 |    |          |

(報酬等の支給方法)

第3条 月額報酬を受けている者に対しては、就任した日から支給し、その職を離れたときは、その日の分まで支給する。

2 日額報酬を受ける者に対しては、理事会に出席したその都度支給する。

(旅費及び費用弁償)

第4条 役員が職務のため出張したときは、必要な旅費及び費用弁償を支給する。

附 則

この規程は、平成13年12月1日から施行する。

平成16年10月1日改正

平成25年4月1日改正

平成29年4月1日改正